

## マイナンバーカードの申請・交付について

☎本所市民課 ☎内線116

### ■マイナンバーカード申請・交付の受付窓口を平日時間延長・休日開設します

7月から、平日の業務時間内（午前8時30分～午後5時15分）にマイナンバーカードの申請・交付手続きが困難な方のため、本所市民課の申請・交付の受付時間の延長と休日窓口の開設を行います。

▷平日時間延長（午後7時まで）…毎週木曜日

▷休日開設（午前9時～午後5時）…月1回（詳しい日程はお問い合わせください）

※窓口でのカードの申請は予約の方を優先します。窓口が混み合っている場合はお待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

※窓口でのカードの交付は完全予約制です。事前に電話での予約をお願いします。

### ■マイナンバーカードを郵送で受け取れるようになります

従来の、カードができた時点で市役所へ来庁し受け取る「交付時来庁方式」に加え、申請時に市役所に本人が来庁し手続きをすると、後日カードが本人限定で自宅に郵送される「申請時来庁方式」を実施します。

▷申請時必要書類…顔写真、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※代理人申請の場合は、「申請時来庁方式」での申請はできません。

※15歳未満の方、成年被後見人が申請する場合は、法定代理人の同行が必要です。また、上記のほか別途必要な書類があります。

※詳細は市HPをご覧ください。電話でお問い合わせください。

## 市政

### 廃棄物減量等推進審議会 公募委員募集

一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について審議する同審議会の公募委員を募集します。

【次の全てに該当する方5人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く）】①今年7月31日現在で20歳以上である ②市内の事業所等に勤務し、その事業所の代表として会議に出席できる（事業主を含む） ③平日に開催する会議に出席できる 申7月31日 ☎まで廃棄物対策課 ☎22・2848へ（郵送は当日必着） 他市HP

### 上下水道事業経営審議会 公募委員募集

水道事業、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業の運営等について審議する同審議会の公募委員を募集します。

【次の全てに該当する方5人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤・非常勤の公務員を除く）】①今年10月1日現在で20歳以上である ②市内・三川町に住民登録がある、または通勤・通学している ③平日に開催する会議に出席できる 申7月31日 ☎まで申込書を上下水道部総務課 ☎23・7731へ（郵送は当日必着） 他市HP

## 市長の 一筆入魂

(30)

暑い夏が近づくと思い出すことがある。高校時代、野球の合宿で校舎に泊まっていた。風呂がないので近くの銭湯に行く。その日は銭湯代を節約するためだったのか、銭湯がお休みだったのか、記憶が定かではないが、朝日村出身のチームメイトと我が家の風呂に入った。我が家は高校からは自転車で30分は掛かる。風呂から上がり、友人が来たからとメロンなどが出され、湯上がりにゆっくり過ごしっていると夜の集合時間に遅れそうになった。田んぼ道が高校へ向かうペダルをこぐ足に力が入り、合宿に戻ると汗を流すための風呂が汗だくになっていて笑われた。梅雨から暑い夏に向かっていくこの時期、なぜだかそのことがよく思い出されるのだ。

5月23日に発売したプレミアム付飲食券発行事業では、大渋滞となり多くの市民の皆様にご迷惑をお掛けした。改めておわび申し上げます。①プレミアム率の高い飲食券（6,000円分の飲食券を3,000円で販売）を、②1日1万枚（初日、2日目で計2万枚）、③1か所所で販売（当初は勤労者会館（屋内）、その後小真木原総合体育館（屋内）、最終的には屋内の3密回避の観点から小真木原公園の駐車場を活用したドライブスルー方式に変更）するという計画の見直しに甘さがあった。新型コロナウイルスの影響は本市の経済にも影を落とし、飲食店では、テ

## 健康・福祉・医療



完全予約制です  
耳や手足が不自由な方のための巡回相談

■7月8日(金)午後1時～3時 場総合保健福祉センター(にこふる) 対18歳以上の方で、新たに身体障害者手帳の交付を受けた方(聴覚のみ)、また既に交付を受けている方で程度変更したい方、補装具の交付を希望される方等(現在治療中の方を除く) ■相談科目 聴覚、肢体(各8人) 特印鑑、保険証、身体障害者手帳(交付済みの方) ■7月3日(金)～7日(金)に本所福祉課☎内線137、FAX25・9500へ

### 令和2年度介護保険料決定通知書送付します

令和2年度の介護保険料決定通知書は、令和元年中の本人の所得と家族の市民税課税状況に基づいて計算した介護保険料(年額)をお知らせするものです。保険料の決定方法等は同通知書に記載しています。

■発送日 7月15日(金) 対65歳以上の方 ■納付方法 ▽特別徴収(年金からの差引き)：一定の条件を満たした方は、年金支給月(4月・6月・8月・10月・12月、来年2月)に年金から差し引きます(特別徴収から普通徴収への切替えはできません) ▽普通徴収

収(納付書または口座振替)：特別徴収以外の方は、同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回(7月～来年2月の毎月)です  
☎本所長寿介護課☎内線187または各地域庁舎市民福祉課へ

### 家族介護慰労金を支給します

対要介護認定3以上(相当と認められる方を含む)で、介護保険サービスを利用していない(福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び年間10日以内のショートステイを除く)寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している方 ■支給額 10万円 特印鑑、介護者名義の市内金融機関預金通帳 ■7月1日(金)～31日(金)に各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ



### 介護保険負担割合証が新しくなります

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から使用する負担割合証は7月末までにお送りします。期限の切れた負担割合証は、破棄するか、本所長寿介護課または各地域庁舎市民福祉課へ返却してください。

☎本所長寿介護課☎内線183または

各地域庁舎市民福祉課へ

### 介護保険の軽減確認証・負担限度額認定証の更新時期です

軽減確認証、負担限度額認定証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられませんので、まだ手続きをしていない方は、手続きをお願いします。

昨年度該当しなかった方でも、今年8月1日以降に対象要件を満たせば、確認証、認定証の交付対象になる場合もあります。新たに交付を受けるためには、窓口での申請が必要です。

☎本所長寿介護課☎内線194または各地域庁舎市民福祉課へ

### 民生委員・児童委員が委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。次の方が委嘱されました。(敬称略)

▽第2民生区(第二学区)：安達祐美子(伊勢原町) ▽第6民生区(第六学区)：高橋史(淀川町)、伊藤千弥子(道田町南)

☎本所福祉課☎内線272

### 基準収入額適用申請書の提出をお願いします

70歳以上の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の自己負担割合は、毎年見直すことになっていきます。前年の所得が一定以上ある方は自

イクアウト・デリバリーなどで何とかこの場を乗り切ろうとする動きが広がっていた。今回の応援事業では、市民の皆様にご協力いただけるだけ早期に飲食券を販売・食べて応援してもらい、3月から5月に落ち込んだ売上げの回復について、9月末までの約4か月の短期間に集中的に取り組むことを狙いとした。販売方法という初歩的なところでもつまずいてしまったが、タクシーや運送代行との連携を含めて食文化創造都市の大切なパートナーを応援していく。今後同種の事業を行う際には、今回の反省を踏まえ、内容・販売方法等について慎重に検討を行い、改善を行っていく。

5月29日、新型コロナウイルス感染症への感染の不安と戦いながら市民の命と健康を守る地域医療の従事者の皆様へエールを送る「医療従事者応援プロジェクト」を立ち上げた。イギリスで始まり世界各地に広がったブルースイートアップが大宝館でも行われている。また、6月2日、赤川花火大会の公式マスコットキャラクターの「はなぶら」も医療従事者を応援するシンボルカラーであるブルーに模様替え。白衣を着て医療従事者を応援するステッカーを作成し、寄附を募る取り組みを開始した。応援の輪を広げるとともに、感染者濃厚接触者等への誤解や偏見に基づく差別がなくなるよう取り組んでいく。

6月18日、山形県沖地震から1年がたった。あの夏、鶴岡東高校野球部の躍進が市民を勇気付けてくれた。勝ち取った春、失った夏、そしてもう一度取り戻した夢の舞台。決して諦めない友人と汗だくになって自転車こいでいたあの頃がまた思い出された。

皆川治

己負担割合が3割で、申請によって2割または1割になる場合があります。

このため、現在3割負担の方に基準収入額適用申請書を送付しています。同封のお知らせに記載の基準額を下回ると思われる方は、7月10日⑤までに提出してください。

ただし、市で確認できる課税資料で明らかに基準額を超えると判断される方には、申請書を送付していません。④本所国保年金課⑥内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

### 国民健康保険限度額適用認定証の更新について

現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日⑤です。7月中に更新の案内・申請書を送付します。8月以降も必要な方は手続きにおいてください。

▼申請受付期間 7月8日④～17日⑤  
④申請書、対象者の保険証、印鑑 ⑤現在の負担区分が「区分才」または「区分II」の方で、長期入院（1年間で91日以上入院）に該当する方は、入院を証明する書類（領収書等）が必要です。

認定証がない場合でも医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払った分の医療費（食事代を除く）は、高額療養費として支給されます。該当者には診療月から2か月～3か月後にはがきでお知らせします。領収書など必要な書類をお持ちの上、申請してください。

④本所国保年金課⑥内線164または各地域庁舎市民福祉課へ

### 国民健康保険証兼高齢受給者証が新しくなります

現在お持ちの山形県国民健康保険証（交付者：鶴岡市）の有効期限は7月31日⑤です。8月1日④から使用する保険証は、世帯主宛に家族分をまとめて7月末までにお送りします。送付された保険証の中に、職場の健康保険に加入した方がありましたら、国民健康保険をやめる手続きが必要です。有効期限の切れた保険証は、8月1日以降に破棄してください。

▼有効期限について 次のいずれかに該当する場合、自己負担割合の変更、後期高齢者医療保険制度への移行により、有効期限が異なります。有効期限が切れる前に、再度保険証をお送りしますので、留意ください。①令和3年7月31日までに70歳になる方 ②3年7月31日までに75歳になる方

▼保険証の受け取り方について 本所国保年金課もしくは各地域庁舎市民福祉課の窓口での直接交付を希望する場合や世帯主以外の宛名での送付を希望する場合は、事前に届出が必要です。④本所国保年金課⑥内線178または各地域庁舎市民福祉課へ

### 後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

令和2年度の後期高齢者医療保険料

額決定通知書は、令和元年中の所得に基づいて計算した保険料額をお知らせするものです。

### ■発送日 7月15日④ ■納付方法

▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、原則、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引きます。▽普通徴収（納付書または口座振替）：特別徴収以外の方は同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回（7月～来年2月の毎月）です。④本所国保年金課⑥内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も引き続き該当する方には、後期高齢者医療被保険者証と一緒に7月末までにお送りします。④次の全てに該当する方 ①現在限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている ②令和2年度市民税の非課税世帯である ③同一世帯内に未申告の世帯員がいない

ただし、現在の負担区分が「区分II」で長期入院（1年間で91日以上入院）に該当している方は更新手続きが必要です。7月上旬までに申請書類を送付します。申請してください。

④本所国保年金課⑥内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

### 後期高齢者医療保険証が新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療保険証の有効期限は7月31日⑤です。8月1日④から使用する保険証は7月末までにお送りします。期限の切れた保険証は、8月1日以降に破棄してください。④本所国保年金課⑥内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

### 年金・税



### 国民年金保険料を納めるのが難しい方は

失業や所得の減少などの経済的な理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、本人の申請手続きにより納付が免除または猶予される制度があります（学生は学生納付特例制度の対象）。



▼免除制度（全額・一部免除） 本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定額以下の場合、全額、4分の3の額、半額または4分の1の額が各基準で免除されます。一部免除は免除額を除いた保険料を納付しないと未納と同じ扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

▼納付猶予制度 20歳以上50歳未満の方で、本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

▼退職・失業による特例 退職または失業した方でハローワークの確認印のある雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（いずれもコピー可）を添付して申請すると、本人の前年所得が審査の対象外となります（配偶者、世帯主も同様の申請で対象外）。退職または失業等の前月から退職または失業等があった年の翌々年6月までの期間について申請ができます。

▼申請について 必ず前年所得の申告手続きを済ませた上で申請してください（配偶者、世帯主も同様）。今年度分（7月～来年6月の納付保険料が対象）は、7月1日④から申請できます。▼免除・納付猶予期間の保険料追納 10年前まで遡って追納できますが、免除・納付猶予期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、加算金がかかります。

■鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

### 国民健康保険税納付通知書を送付します

納税通知書に記載されている加入者所得等の内容をご確認ください。詳しくは、同封の「国民健康保険税のしおり」をご覧ください。

■発送日 7月15日④ ④世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方

■納付方法 ▼特別徴収（年金からの差引き）…一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月、来年2月）に年金から差し引きます

▼普通徴収（納付書または口座振替）…同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年9回（7月～来年3月の毎月）です ④本所課税課 ☎内線205 ④新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入について前年の3割以上減少することが見込まれる世帯は、税の減免に該当する場合がありますので、本所納税課 ☎内線218にご相談ください

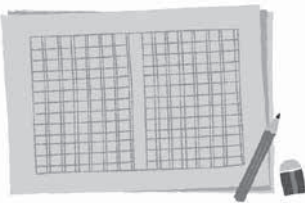
### 小・中学生の税に関する標語と作文を募集します

▼標語 ④小学生 ④税金全般、納税の大切さ、納期限を守ること等（1人2点以内）

▼作文 ④中学生 ④税に関するテーマであれば自由（1人1編。1、200字以内）

▼共通 ④8月27日④まで本所納税課 ☎内線220へ

④他入賞者に賞状と副賞を贈呈



## 生活・その他



### 人権に関する相談は次の方に!

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。（敬称略）

- ▽斎藤律子
- ▽地主幸平
- ▽庄司敏明
- ▽鈴木元女
- ▽今野和恵
- ▽金内淳
- ▽加藤勝
- ▽五十嵐武
- ▽石川正廣
- ▽五十嵐司
- ▽奥泉修子
- ▽栗本誠
- ▽叶野勉
- ▽成澤礼子
- ▽田村廣実
- ▽小南孝子
- ▽手塚柳治
- ▽佐々木はつ子
- ▽宅井洋子
- ▽清和正志
- ▽平藤博巳
- ▽上野薫
- ▽佐藤靖法
- ▽佐藤さ江
- ▽本間晴美
- ▽齋藤俊美
- ▽相澤康夫
- ▽伊藤ゆみ子

### 「鶴岡まち活」基本コース後期事業募集

④市内の団体が実施する、鶴岡らしさや地域特性を生かしたまちづくり活動

■補助内容 補助対象経費の3分の2以内、上限20万円（年1件上限50万円）

■募集期間・応募方法 必ず事前に相談の上、8月6日④まで補助金交付要望書を本所地域振興課 ☎内線522または各地域庁舎総務企画課へ。8月下旬の審査会で補助の可否を決定します。お盆の時期を避けるため、例年より募集時期を早めています

集時期を早めています

④「若者まちづくりコース」「まちづくりパートナーコース」は来年1月29日④まで随時受け付けています

### 市営住宅等入居者募集

住宅名	階数・間取り	戸数
城南住宅	4階・3DK	1
ちわら住宅	3DK (子育て向け)	3
稲生住宅	1階・2LDK 3階・3DK	1
みどり住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け) 3階・3DK	1
大山住宅	2階・3DK 3階・3DK	1
藤島	1階・2DK (高齢・障害者向け) 3DK(家族向け)	1
黒羽	木造2階建て長屋・3DK	1
朝日	木造平屋4LDK 木造平屋3DK	1
温海	木造2階建て2階・3LDK	1
柳原住宅	1階・3DK 2階・3DK	1
紅葉岡住宅	4階・3DK 3階・3K	1

■入居時期 9月中旬以降 ④7月1日④～20日④に本所建築課 ☎内線483または藤島・羽黒・朝日・温海庁舎産業建設課へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

鶴岡市から市民の皆さんへのお願い

## 新型コロナウイルス感染症に関する 偏見や差別を防止しましょう

新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や濃厚接触者、職場関係者、医療従事者、福祉施設従事者、その家族等に対し、いわれのない差別や偏見などがあってはなりません。

様々な場面で心ない言動があると、感染が疑われる症状が出て、検査のための受診や、保健所への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらうなど、逆に感染を拡大させてしまうことになりかねません。

誰もが感染者になり得ることを受け止め、不確かな情報は広めないなど、思いやりを持って冷静な行動に努めていただくようお願いします。

## 無人ヘリコプター等による 病害虫防除作業にご理解を

7月上旬から8月下旬まで、無人ヘリコプター等による農作物の病害虫防除作業を実施します。事故防止のため作業中の農地には絶対に近寄らないでください。また、早朝や夕方を中心に作業を行いますので、作業音等へのご理解をお願いします。

課内線639  
課内線574または各地域庁舎産業建設課へ

## ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。おもちゃとはいえ、原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用法をよく読み、次のことを守りましょう。



- ▽花火を人や家に向けてはいけない
- ▽燃えやすい物のある場所で遊ばない
- ▽風が強いときは花火をしない
- ▽水の入ったバケツを用意する
- ▽大人と一緒に遊ぶ
- ▽花火をほぐしたり、一度にたくさんの花火に火をつけない
- ▽花火の筒先に顔や手を近づけない
- ▽服に火がつかないように注意する

課内線22・8332

## “明るいやまがた” 夏の安全県民運動

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩みなどから、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、県民総ぐるみで運動を推進しましょう。

■実施期間 7月22日④～8月21日④

- 重点
  - ▽青少年の健全育成とじめ
  - ・非行防止及び犯罪被害防止
  - ▽子供と高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅
  - ▽海・山・川での事故防止
  - ▽身近な犯罪等の防止

課内線272

課内線639

## 犯罪や非行を防止し、立ち回りを委ねる地域のチカラ 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。安全で安心して暮らすことができる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現は全ての人の願いです。犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。

課内線272

## 日本赤十字社鶴岡市地区からのお知らせ 7月は「会員増強運動月間」です

期間中、会員加入と会費の増収に向けて活動しますので、会員加入にご協力ください。

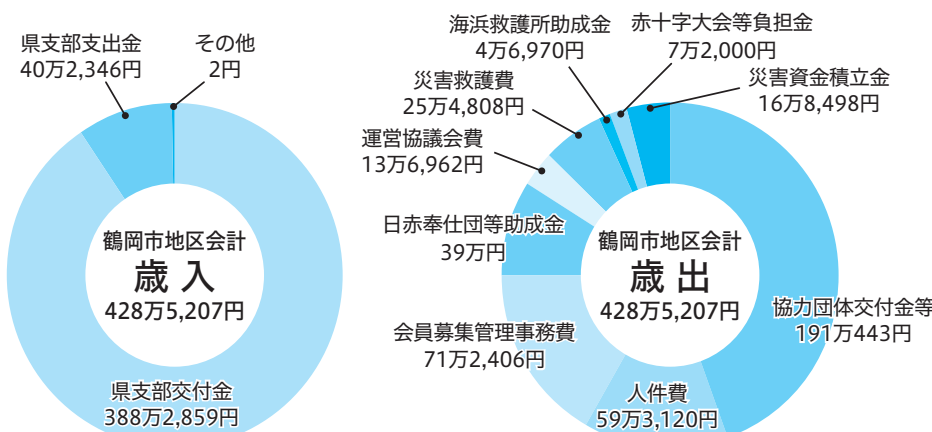
課内線272または各地域庁舎市民福祉課へ

## 令和元年度 日本赤十字社 鶴岡市地区 決算・活動報告

多額の会費・義援金をお寄せいただきありがとうございます。

- ▼会費収納会計
  - 会費合計 2,268万650円
  - 会員数 個人：2万9,576人 法人：553件
- ▼義援金収納合計
  - 義援金合計 179万2,716円

課内線272



▼会計決算  
ご協力いただいた会費、義援金は全額を日本赤十字社山形県支部に送金しました。国内外での災害対応、復興支援、防災活動などに有効活用されています。

▼災害等資金積立金会計  
令和元年度末積立金残高 244万5,255円